



## 教員レッド・ページの被追放者数をめぐって： 「約1,700名」説批判

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00003489">https://doi.org/10.32150/00003489</a>

# 教員レッド・パーズの被追放者数をめぐって ——「約1,700名」説批判——

明 神 勲

はじめに

1949年9月から1950年にかけての教職員レッド・パーズにおいて何名位の教職員が追放されたかについては諸説がある。多数説は「1,700名」説であるが、これについて筆者は、かつて「1,700名」という数は過大で実際には1,100名前後と思われる<sup>(1)</sup>という予想を述べ、他日に詳論を約束していた。

本稿は、この課題に応えることを目的としたものである。

なお、教職員レッド・パーズの対象は、幼稚園から大学にまでおよぶものであったが、大学、旧制専門学校、旧制高校についてはその実態をまだ明らかにし得ていない。それについては他日を期し、本稿では公立学校関係（幼、小、中、高校）における被追放者に対象を限定し検討を進めることにしたい。

## 1. 被追放者数の確定をめぐる問題

被追放者数については、最小は約1,100名から最大は約5,000名とするものまでいくつかの説があるが、圧倒的多数説は「約1,700名」説である。「約1,700名」説については後に検討するが、戦後教育史上重要な事件であった教職員レッド・パーズの被追放者数が確定していないというのは奇妙なことである。同じく教員弾圧事件であった勤評・学テ事件については、被処分者数は勿論のこと処分の程度に至るまで明らかにされているのとは対照的である。

この要因は別稿<sup>(2)</sup>でも指摘したようにレッド・パーズそのものの性格にかかわるものであろう。不法・違法な処分を占領軍権力を背景に強行するというのがレッド・パーズであったが、文部省、教員委員会はこれを偽りの口実をもって正当化し実施した。その為に彼らにとってレッド・パーズは、後ろめたさを伴い、知られることが不都合で可能なら記憶から消し去りたい戦後教育史の汚れた一コマであった。このような事情を反映して、秘密裡に実施し公表しなかったり、一般の大量人事異動（退職勧奨）や定数条例制定による退職処分の中にレッド・パーズを含める等の巧妙な処分方法によった為に当時の新聞を見ても正確な被処分者数を知ることの出来ない県が相当数存在する。また、文部省は、自ら処分を指示、督励しながら公式にはこの事件へのかかわりを一切否定し、文部省『学制百年史』（1972年）はレッド・パーズを完全に黙殺し一行もふれることがない。レッド・パーズの執行者であった各都道府県教育委員会の手になる教育史や文献においても事情は大して変わらず、我々は公表されているこれら官製教育史や文献の全てに目を通したとしても正確な被追放者数を知ることが出来ない。

他方、日教組史においても被追放者数は明示されておらず、<sup>(3)</sup>各都道府県教組史の全てに目を通し

でもこれを知ることは出来ない。宮城、栃木など県教組史を発行していない県が存在するという事情に加えて、発行された県教組史の記述が曖昧、不正確であったり、岩手県教組史のようにレッド・ページについて一行もふれることがないものまでが存在するからである。これは、勤評・学テに対して示した抵抗と同様の構えをもってレッド・ページに立向かわなかった教職員組合運動の弱点を反映したものである。

従って、全国の被追放者を算定するには、教組史をはじめとする組合資料、教員委員会関係資料、新聞等を材料に各都道府県別の被追放者数を推計しそれを集計するという手間のかかる肉体的作業による以外ないということになる。

## 2. 被追放者数に関する諸説の紹介

### (1) 「約1,700名」説

公立学校からの教職員被追放者数につき教育史関係の著書の大部分は、それを「約1,700名」としており、労働運動史関係の著者もこれに倣っているので「約1,700名」説は通説の観を呈している。しかし、不思議なことにその根拠はいずれにおいても明らかにされていないのである。

そこで、「約1,700名」説が通説のようにになった経緯を検討してみたい。教育史関係の著書で最初に被追放者数を「約1,700名」としたのは、管見の限りでは、宮原誠一編著『教育史』（東洋経済新報社、1963年）である（村田泰彦執筆）。以降これが、①伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』（新日本出版社、1965年）、②国民教育研究所編『国民と教師の教育権』（明治図書、1967年、伊ヶ崎暁生執筆）、③五十嵐顕・伊ヶ崎暁生編著『戦後教育の歴史』（青木書店、1970年、浦野東洋一・土屋基規執筆）、④鈴木英一『教育行政』（東大出版会、1970年）、⑤中内敏夫・他著『教育のあしおと』（平凡社、1977年）、⑥太田堯編著『戦後日本教育史』（岩波書店、1978年、平原春好執筆）、⑦川合章・他著『日本現代教育史』（新日本出版社、1984年、川合章執筆）等ごく最近の著書にまで引き継がれている。ただし、「引き継がれている」というのは筆者の推測であって宮原誠一編著『教育史』を典拠としてあげているものはない。④が①を、⑥が③を典拠にあげているに過ぎないのであるが、典拠とされた①にしろ③にしろ、1,700名という数は宮原編著の著書に拠る以外になかった筈である。

それでは、宮原誠一編著『教育史』は何に拠って「約1,700名」としたのであろうか。被追放者を最初に1,700名としたのは、これまで確かめうる限りでは、第三回世界教員会議日本代表団報告書<sup>(4)</sup>（1953年7月）である。ここでは「アメリカ占領軍のこのような帝国主義的教育政策、……吉田内閣の反動政策がどのように表れているかの一例は、つぎの事実からも知ることができる」とし「1949年—1950年には、平和を愛する教師たちが数多く追放された、すなわち……全国においては1,700名の日本国憲法に忠実なる教師たちが、いわゆる『レッド・ページ』されたのである<sup>(5)</sup>」と記されている。この「1,700名」という数は、帝国主義的教育政策、反動政策の表われを強調する為に誇張されたものであって正確なデータに基づいたものとは思われない。それまでの日教組の資料に1,700名とするものは存在せず、また、この団員の一人であり報告書の内容から推してその作成に深くかかわったと思われる矢川徳光も同年3月発行の著書において<sup>(6)</sup>「千数百名」としているからである。この報告書を典拠とし最初に被追放者数を「1,700名」とした論文は、大河内一男・大友福夫・他「戦後労働運動史<sup>(7)</sup>」（1954年）であったが、宮原誠一編著『教育史』はこのいずれかに拠ったものと思われる。いずれにしても、直接あるいは間接のちがいはあれ典拠とされているのは第三回世

界教員会議日本代表団報告書であり、従って「約1,700名」という数は、集会参加者数の主催者発表に類似したものであって、それを正確な実数と考える訳にはいかない。

(2) その他の諸説

「約1,700名」説以外では「約2,000名<sup>(8)</sup>」、なかには「約5,000名<sup>(9)</sup>」とするものまであるが何れも論拠の提示がなく信頼するに足らない。

これに対し、都道府県別に被追放者数を示しているものとして以下の資料・論文があげられる。

①日教組「カク首一覧表」(1949年11月)

日教組第6回臨時大会(塩原大会, 1949年11月11日~13日)で配布された大会資料の一部で、11月初旬までの2府22県の府県教組からの報告を集約したものである。公立学校関係を集計すると546名となる(大学関係は辞職勧告中のもの68名)。

②特別審査局「教員整理の進行状況について」(1950年1月<sup>(10)</sup>)

特審局が特審地方支局、各府県地方課・調査課からの報告を集約したものである。1949年12月現在の集約である為、1950年実施の東京、埼玉、長野が未報告で、1949年に実施した群馬、三重、香川の報告が欠けている。被追放者数はかなり杜撰なものであるが、上記の6都県を除いた総計は733名となる。これを加えるとおよそ1,100名程度になるものと推定される。

③文部省「全国で解雇された赤い教員数」(1951年6月<sup>(11)</sup>)

文部省のCIEに対する1951年6月19日付の報告である。各都道府県教育委員会からの報告の集約と思われるが、佐賀県が欠けており、滋賀県については「公立学校は未報告」の注をつけ1名としている。総数は1,283名であるが、佐賀、滋賀の分を加えると1,310名程度と推定される。滋賀に付された注からすると公立学校だけでなく大学関係も含んだ数と推定される。また、1949年9月-1950年レッド・ページ前後の被追放者も含まれている可能性がある。

④阿部彰「教育長 天野利武論<sup>(12)</sup>」

「各都道府県資料、とくに各都道府県教組提供の人事関係資料により作成」したとするもので、被追放者の総数を「1,144名(+α)」としている。筆者の調査結果とほぼ一致するが、個々には不正確と思われる部分がある(後述)。

なお、特別調査局「所謂特殊官廳グループに関する報告」(1950年8月<sup>(13)</sup>)は「(行政整理の)被整理職員の中には、極めて多数の日本共産黨員(秘密黨員を含む)、同党に対する同情的協力者及び容共分子と認められる破壊分子が包含されている」として各官庁毎の一覧表を掲げている。文部省関係のみを紹介すると以下のとおりである。

官 庁 別	A	B	C	計
文部省(本省附属機関を含む)	7	6	5	18
直 轄 学 校	72	50	45	167
公 立 学 校	520	544	519	1,583

表中のA, B, Cについての注記はないが、先の記述から推してAは共産黨員, Bは同情的協力者, Cは容共分子を意味するものと思われる。同報告は「各官廳内における共産主義的組織と活動の人的基盤の大部分は、右の行政整理によって破壊され、一掃されるに至った」と「行政整理」の「成果」を誇らしげに語っている。

なお、藤井松一・他『日本現代史(上)』(青木書店, 1961年)は公立学校関係の被追放者を1,583名としているが、これは同報告に拠った吉田茂『回想十年(第二巻)』(新潮社, 1957年)が典拠と思われる。

また、特審局報告を基にしたあるGS(民政局)文書<sup>(14)</sup>に「行政整理」、レッド・ページにより「政府機関から解雇された共産黨員数」(1950年10月現在)の一覧表があるが、公立学校、直轄学校に関しては特審局報告と同一でそれぞれ1,583名、167名とされている(文部省は20名)。

その他、レッド・ページの督励者であったイールズは「初等中等学校の約1,200名の共産黨員及び所謂共産黨員の教師が退職を勧告されその大部分が退職した<sup>(15)</sup>」としている。

### 3. 被追放者の推定数—「約1,200名」説の提起

#### (1) 被追放者の推定数

これまでの調査で判明した被追放者数は〈表1〉に示すとおりである。

筆者の推定によると被勧告者の総数は〈1,113名+ $\alpha$ 〉となり、 $\alpha$ (埼玉, 千葉, 長野, 福岡)の数は多く見積っても40名程度と考えられる。従って、公立学校関係の被追放者数を「約1,160名」と推定することができる。なお、この他に辞職勧告がなされる以前にレッド・ページの動きを察知し自主的に或いは個別の働きかけにより退職した事例がいくつかの県でみられた(山形・栃木など)。その実数を正確に確定することはできないが全国で30~40名を上廻ることはないであろう。従って、この分を加えて「約1,200名」という数が、公立学校関係の被追放者数の最大値と予想される。

以上の推定に基づき「約1,200名」説を提起したい。

なお、大学、旧制高校・専門学校関係の被追放者数については調査中で現在のところ正確な数を示し得ないが、30~40名程度と推測している。<sup>(16)</sup>

次に、これらの推定の論拠とした資料と参考事項を各都道府県別に紹介する。

(Aは資料, Bは参考事項を示す)

#### 〔北海道〕

A—○道教委「教職不適格者処分状況書」(札幌地裁, 乙1号~4号証)。○北教組『北教組史 第2集』(1964年)。○「北海道新聞」(1949年11月19日)。○「北海タイムス」(1949年11月19日)。

B—①10名が教育委員会審査請求を行い(1950年2月)一旦は「処分妥当」の判定がなされたが、再審査請求の結果、2名の処分が取消され復職の判定がなされた(1950年9月)。

1961年に5名が休職処分無効確認を求め提訴し最高裁まで争ったが請求は拒けられた(最高裁判決, 1973年)。

②26名のうち共産黨員は14名、「容共」とされる者4名であった。

教員レッド・パージの被追放者数をめぐって

表1 教員レッド・パージ被追放者数

都道府県	勧告年月日	被 勧 告 者 数		休職, 免職, 退職等
		合 計	学 校 種 別 等	
北海道	'49・11・18	26	小7, 中10, 高9	休16, 退10
青森	'49・11・15	13	小・中12, 高1	退14
	'50・3・	1	高1	
岩手	'49・10・5	40	小・中33, 高7	休10, 退10, 不明20
宮城	'49・10・27	23	小8, 中11, 高4	退23
秋田	'49・10・23	43	小16, 中19, 高8	免1, 休4, 解職4, 退34
山形	'49・10・18	19	小9, 中8, 高2	休13, 退6
福島	'49・10・15	14	小3, 中8, 高3	退16
茨城	'49・11・11	15	小7, 中8	免6, 休2, 退8
	'50・3・30	1	中1	
栃木	'49・11・17	16	小6, 中1, 高9	休9, 退7
群馬	'49・11・29	38	小・中33, 高5	休8, 退30
埼玉	'49・10・15	1	高1	
	'50・3・末	3+ $\alpha$	小2, 高1	
千葉	'50・3・25	1	高1	
	'50・7・	1+ $\alpha$	高1	
東京都	'50・2・13	246	幼1, 小153, 中68, 高24	休8, 退238
神奈川県	'49・11・21	22		休12+ $\alpha$
山梨	'49・10・8	4	小3, 中2	
	'49・10・13	1		
長野	'50・1・23	21	小6, 中11, 高4	
	'50・3・23	$\alpha$		
新潟	'49・12・7	12	小2, 中9, 高1	休5, 退5, 取消1, その他1
富山	'49・10・25	8	小2, 中3, 高3	休6, 退2
石川	'49・10・24	6		
福井	'49・10・末	3		
岐阜	'49・10・11	4	小1, 中3	
静岡	'49・10・8	67	小30, 中22, 高15	免22, 退45
	'49・10・28	16	小4, 中6, 高6	
愛知	'49・11・4	15	小7, 中7, 高1	
	'49・10・1	31		
三重	'49・10・	10		
京都	'49・10・10	51	小20, 中19, 高12	免8, 休1, 退42
大阪	'49・10・22	98	小33, 中32, 高33	免6, 休8, 退84
兵庫	'49・10・22	25	小11, 中8, 高6	休11, 退14
奈良	'49・10・11	7	小1, 中1, 高5	退7
和歌山	'49・10・13	7	小2, 中4, 高1	休5, 退2
	'49・10・31	12	小3, 中3, 高5, 職1	
鳥根	'49・10・25	11	小1, 中8, 高2	
岡山	'49・10・27	34	小14, 中11, 高9	休6, 退27, 不明1
広島	'49・11・14	26	小10, 中14, 高2	休3, 退26
山口	'49・11・4	9	小3, 中4, 高2	
	'49・11・	3		
徳島	'50・2・13	1	中1	
	'49・11・2	3		
香川	'49・11・	4	中4	
高知	'49・11・	0		
福岡	'49・10・24	11	小5, 中3, 高3	休4, 退7
	'50・3・	$\alpha$		
佐賀	'49・9・30	16		休11, 退5
長崎	'49・10・1	15	小10, 中1, 高4	
熊本	'49・10・3	37	小21, 中13, 高3	休32, 退5
大分	'49・10・15	9	高9	休10, 退4
	'49・10・17	5	小・中5	
宮崎	'49・10・11	6	小2, 中2, 高2	
鹿児島	'49・10・7	2	高2	
総計		1,113+ $\alpha$		

〔青森〕

A-○三上斎太郎「青森県におけるレッド・ページ」(教職員レッド・ページ三十周年記念刊行会『三十余年の星霜を生きて』、あゆみ出版、1983年)、○秋元良治『青森県教組結成覚え書』、北の街社、1974年、○「東奥日報」(1949年11月12日)、○「毎日新聞(青森版)」(1949年11月11日)、○「デーリー東北」(1949年11月11日)。

なお、勧告月日は大川毅「レッド・ページの思い出」(教職員レッド・ページ三十周年記念刊行会、前掲書)に依った、「11月14日」とするものもある(「アカハタ」、1949年11月23日)。

B-14名中7名が共産黨員、1名が組合活動家であった。

〔岩手〕

A-○六三制教育研究会『岩手の教育行政物語』、熊谷印刷出版部、1980年。

なお、「新岩手日報」(1949年10月19日)および「朝日新聞(岩手版)」(1949年10月20日)は33名としているが、それは小・中学校に限定した数であり高校を含めると40名になる。

B-このうち共産黨員・同調者と見なされたのは、十数名(「新岩手日報」、1949年10月19日)と思われる。

整理は希望退職と辞職勧告の二本建てで実施され、前者は小・中学校で287名に及んだ。

〔宮城〕

A-○「河北新報」(1949年10月27日)、○「朝日新聞(宮城版)」(1949年10月28日)、○「毎日新聞(宮城版)」(1949年10月28日)、○「読売新聞(宮城版)」(1949年10月28日)。

〔秋田〕

A-○秋教組『秋教組この二十年』(1967年)、○秋教組『嵐にたえて 不当弾圧斗争史』(1952年)、○秋田県教育委員会『教育秋田』(第232号、1968年11月)、○「秋田魁新報」(1949年10月24日)。

B-①43名のうちには校長3人を含め現・前組合幹部21人が含まれていた。

②県教組支援のもとに地労委提訴(1949年11月、28名)、教育委員会審査請求(1949年11月、28名)、行政訴訟(秋田地裁、1950年3月、5名)、地労委再提訴(1950年3月、28名)の場で争い10名が復職(地労委斡旋、1950年11月)。

〔山形〕

A-○今井宏『山形県戦後労働運動史』、労働旬報社、1969年、○「山形新聞」(1949年10月21日)、○「毎日新聞(山形版)」(1949年10月21日)。

なお、県教委は当初22名と発表したが(「山形新聞」、10月19日)その後21名に訂正し(「山形新聞」、10月20日)、さらに最終的に19名と再訂正した。

B-①県教組委員長、書記長など組合幹部多数を含み「ほとんどが共産黨員」(「毎日新聞(山形版)」、1949年10月20日)と報ぜられている。

②6名が処分の取消しを求め教育委員会審査請求を行ったが、請求は斥けられた(1950年11月)。

〔福島〕

- A—○「福島民報」(1949年10月18日)、○「毎日新聞(福島版)」(1949年10月21日)、○「朝日新聞(福島版)」(1949年10月25日)、  
B—6名は辞職勧告を拒否し一旦は休職処分に附されたが(1949年12月31日付)、その後勧告に応じ依頼退職となった(1950年3月31日付)。

〔茨城〕

- A—○茨教組『茨教組20年の歩み』(1968年)、○茨城高教組『たたかいの20年』(1972年)、○「毎日新聞(茨城版)」(1949年11月12日)、○「読売新聞(茨城版)」(1949年11月12日)、  
B—教育委員会審査請求(1950年1月)、地労委提訴(1950年2月)、行政訴訟(水戸地裁、1950年)で争ったが、地労委の斡旋で和解(解雇手当の追加支給で退職)となった。  
その後、7名が「地位確認、損害賠償等請求」の行政訴訟をおこしたが(水戸地裁、1959年)訴えは容れられなかった(水戸地裁判決、1964年)。

〔栃木〕

- A—○「下野新聞」(1949年11月25日)、  
県教委は当初25名と発表した、勧告前に既に9名が自主退職していた為16名に訂正。  
B—教育委員会審査請求を行った模様(詳細未確認)。

〔群馬〕

- A—○群馬高教組『群馬高教組20年史』(1968年)、○光山松雄『ある証言 嵐に抗する教師像』、鳩の森書房、1970年、○大手利夫「群馬県教組十五年の回想(14)」(群馬県教組『文化労働』、1960年9月)、○「毎日新聞(群馬版)」(1949年11月29日)、  
B—①被勧告者の中に「正、副委員長をはじめとして7名の常任執行委員が含まれており、その上、各支部や青年部の主要な活動家が殆んど包含されていた」(群馬高教組、前掲書)といわれる。  
②勧告を拒否し休職処分に附された8名は、教育委員会審査(1949年12月)、行政訴訟(前橋地裁、1950年6月)で争ったが、裁判所の和解斡旋を受諾し(1951年12月)1名の復職となった。また、県教委は1951年4月、退職者中7名の復職を決定し、その後逐次復職を決定していった為、退職者のかなりの者が復職することになった(群馬高教組、前掲書)。  
その後、4名が再び行政訴訟(前橋地裁、1960年1月)をおこしたが訴えは容れられなかった(1967年4月判決)。

〔埼玉〕

- A—○埼教組『埼教組30年のあゆみ』(1977年)、○「埼玉新聞」(1950年3月31日)、  
なお、〈α〉は以下の新聞記事の事実を未確認の為、  
「26日細谷教育長は各地方出張所長を教委事務局に招き具体的な協議をした結果、問題となっていた不協力量員教員の整理につき断固処理する方針を明らかにし該当事者在職校の校長十数人を呼び事情を聴取する一方本人の自発的退職を勧告した」(「埼玉新聞」、1950年3月27日)、  
「(休職98名を含む大量異動発令)この中には問題の不協力量員27名程度が含まれているが、大多数は勧告をうけ入れている」(「埼玉新聞」、1950年4月1日)。

〔千葉〕

A-○小島一仁「教員レッド・ページの証言」(『歴史地理教育』, 第239号, 1975年7月). ○千葉県教職員組合『千教組組合史』(1973年).

なお、 $\alpha$ は「レッドページの波は……らに襲いかかっていった」(千葉県教職員組合, 前掲書)として2名の他に4名の氏名をあげている事実の未確認分である.

B-2名が教育委員会審査請求(1950年8月)を行い, さらにその内の1名が行政訴訟(千葉地裁, 1951年)で争った. 1名は県教委との和解(他県への復職を県教委が斡旋)で他県に復職し, 他の1名は裁判での勝訴(千葉地裁, 1954年11月)を受けて県教委が処分を取消した為, 復職(1955年1月).

#### 〔東京〕

A-○東京都教職員組合『都教組十年史』(1958年). ○東京都教職員レッドページ三十周年記念集会実行委員会『レッドページに抗して三十年』, あゆみ出版, 1980年. ○「朝日新聞」(1950年2月14日).

B-88名が教育委員会審査請求(1950年3月~), 75名が行政訴訟(東京地裁, 1950年10月)で争った. 教育委員会審査では1名が処分取消, 1名は復職, 行政訴訟では1名のみが処分取消し(東京高裁, 1959年1月)の結果に終わった.

#### 〔神奈川〕

A-○「毎日新聞(神奈川版)」(1949年11月22日, 11月25日). ○「読売新聞(神奈川版)」(1949年11月22日). ○横浜市教育委員会『横浜市教育史(下巻)』(1978年). ○横浜市教職員組合『浜教組十五年史』(1962年). ○小野保夫「休職処分の取消し判決」(教職員レッド・ページ三十周年記念刊行会, 前掲書).

なお, これに係る横浜地裁判決(1957年10月)は休職を20名としている.

B-8名が教育委員会審査請求(1950年1月), 1名が行政訴訟(横浜地裁, 1956年)で争い行政訴訟で処分取消しの判決がなされた(横浜地裁, 1957年10月). この結果, 他の19名の処分も取消された(小野保夫, 前掲論文).

#### 〔山梨〕

A-○「毎日新聞(山梨版)」(1949年10月13日, 同14日). ○山梨県教職員組合『山梨県教組三十年史』(1982年). 「教育新聞」(1949年10月2日).

なお, 「山梨日日新聞」(1949年10月13日)および「山梨時事新聞」(1949年10月13日)は4名としているが, 10月13日に新たに1名の勧告がなされた(「毎日新聞(山梨版)」, 10月14日).

#### 〔長野〕

A-○小西謙『星条旗の降りるまで』, 信濃教育会出版部, 1957年. ○市川慶三『黒い嵐 長野県教組弾圧史(増補・改訂)』, 信州白樺, 1974年. ○長野県教職員組合『長野県教組十年史』(1960年).

なお,  $\alpha$ は「その後にいたり, 組合活動を推進したものあるいは共産党員とみられたものが…年度ぎりぎりのところで, 多数退職させられている」(『長野県教組十年史』)の記述による.

B-地労委提訴, 教育委員審査請求を行った模様.

#### 〔新潟〕

A一〇「新潟日報」(1949年12月10日)。〇南雲源兵衛「不当誡首事件をふりかえって」(新潟県教職員組合30周年記念誌編集委員会『30周年記念誌』, 1977年)。〇新潟県教職員組合『新潟県教職員組合史 第1巻』(1958年)。

B一①教組との交渉で入院中の1名の処分取消し, 1名については処分を取消し依頼退職。

②休職処分に附された5名が教育委員会審査請求(1950年2月), 行政訴訟(新潟地裁, 1950年3月)で争い, 行政訴訟で1名が処分取消しとされた(東京高裁, 1953年5月)。その後, 県教委との和解が成立し3名が復職(1954年), 2名が依頼退職となった。

#### 〔富山〕

A一〇富山県教職員組合『県教組十年史』(1957年)。〇「石川新聞」(1949年10月29日)。〇「北日本新聞」(1949年10月29日)。

なお, 「読売新聞(富山版)」(1949年10月30日)は6名(小2, 中1, 高3), 「教育新聞」(1949年12月1日)は9名(10月25日…県教委7名, 11月5日…市教委2名)としている。

B一1名が教育委員会審査請求。

#### 〔石川〕

A一〇石川県教職員組合『石川県教組組合史』(1969年)。〇「石川新聞」(1949年10月30日, 同31日)。〇「北国毎日新聞」(1949年10月29日, 同30日)。〇「読売新聞(石川版)」(1949年11月13日)。

B一2名が行政訴訟(石川県教職員組合, 前掲書)。

#### 〔福井〕

A一〇福井県教職員組合『県教組二十年史』(1966年)。

#### 〔岐阜〕

A一〇「岐阜タイムス」(1949年10月12日)。〇「東海夕刊」(1949年10月21日)。〇「朝日新聞(岐阜版)」(1949年10月12日)。〇岩田澄男「岐阜・愛知における経過」(前掲, 『三十余年の星霜を生きて』所収)。

B一行政訴訟で争い和解, 数名の復職(岩田, 前掲論文)。

#### 〔静岡〕

A一〇牧証名「レッド・ページ裁判」(森田俊男『国民教育運動4 教育裁判闘争と憲法・教育基本法』, 明治図書, 1971年)。〇静岡県教職員組合『静岡教組三十年史』(1978年)。〇「毎日新聞(静岡版)」(1949年10月8日)。〇静岡地裁判決(1966年9月20日)。

B一①「67名は, (原判決も認めるように) 47名が共産黨員, その余の者は, ほとんどが共産党同調者か組合役員, あるいは誤って共産黨員又はその同調者と見なされていた」者であった(上告代理人の上告理由, 最高裁判決, 1975年5月1日)。

②16名が行政訴訟(静岡地裁, 1959年9月及び1961年1月)で争ったが敗訴した(最高裁判決, 1975年5月1日)。他方, 「悔悟反省」(共産党, 組合と絶縁)を条件に67名のうち約半数が復職している(牧証名, 前掲論文)。

〔愛知〕

- A一〇「読売新聞（中京版）」（1949年10月29日，同30日）。〇「朝日新聞（名古屋版）」（1949年10月29日，11月5日）。〇「中部日本新聞」（1949年10月29日，11月5日）。〇愛知県教職員組合『愛教組30年史』（1981年）。〇岩田澄，前掲論文。
- B一2名が地労委に提訴し，斡旋で1名が地教委職員に就職，教育委員会審査請求も行った模様。

〔三重〕

- A一〇「朝日新聞（三重版）」（1949年10月2日，同7日）。〇「アカハタ」（1949年10月9日）。  
なお，三重県員弁郡教職員組合『いなべの土のなかの教育』（労働旬報社，1969年）は32名，三重県商工労働部労政課『三重県労働運動史』（1966年）は30名としている。
- B一①11名が教育委員会審査請求をし，県教委との復職運動で数名が復職（前掲，『いなべの土のなかの教育』）。
- ②組合幹部7名のうち5名が31名の中に含まれていた。

〔滋賀〕

- A一〇「朝日新聞（滋賀版）」（1949年11月9日）。〇「読売新聞」（1949年10月24日）。
- なお，「京都新聞（滋賀C版）」（1949年10月5日）および「教育新聞」（1949年10月27日）は3名としている。

〔京都〕

- A一〇「朝日新聞」（1949年10月11日，同16日）。〇「毎日新聞」（1949年10月11日）。〇「教育新聞」（1949年10月20日）。〇「京都新聞」（1949年10月11日，同16日）。〇国民教育研究所・京都教育センター『民主教育一戦後京都の教育運動史』，民衆社，1974年。
- B一9名が地労委に申立，和解（懲戒免職処分を取消し依頼退職）。

〔大阪〕

- A一〇大阪府立高等学校教職員組合府高教十年史編纂委員会『府高教十年史資料 第一集』（1960年）。〇大阪府教職員組合『大教組30年史年表』（1977年）。〇「朝日新聞」（1949年10月23日，11月8日）。
- なお，「毎日新聞」（1949年10月23日）は99名としている。
- B一地労委申立（1名），教育委員会審査請求（4名）をした模様。

〔兵庫〕

- A一〇兵教組十年史編集委員会『兵教組十年史』（1960年）。〇兵庫県教育史編集委員会『兵庫県教育史』（1963年）。〇「神戸新聞」（1949年10月23日）。〇毎日新聞（名古屋版）（1949年10月23日）。

〔奈良〕

- A一〇「朝日新聞（奈良版）」（1949年10月12日，同14日）。〇「毎日新聞（名古屋版）」（1949年10月12日）。〇「教育新聞」（1949年10月27日）。

〔和歌山〕

- A—○和歌山県教職員組合『和教組 20 年史年表』(1966 年), ○「毎日新聞 (名古屋版)」(1949 年 10 月 14 日), ○「山陽新聞」(1949 年 10 月 14 日),  
B—1 名が教育委員会審査請求 (1950 年), 行政訴訟 (和歌山地裁, 1950 年 3 月) で争い, 教育委員会審査で処分取消し (1950 年 11 月).

〔鳥取〕

- A—○「山陰日日新聞」(1949 年 11 月 1 日), ○「毎日新聞」(1949 年 11 月 1 日), ○「朝日新聞 (鳥取版)」(1949 年 11 月 1 日), ○「読売新聞」(1949 年 11 月 1 日),  
B—①地労委で 1 名につき不当労働行為と認定し原職復帰を命令 (鳥取県地方労働委員会「不当労働行為決定書」, 1950 年 3 月 8 日), これに対し県教委は行政訴訟 (鳥取地裁, 1950 年 4 月) を提訴 (「教育新聞」, 1950 年 6 月 1 日),  
② 12 名の内訳は 5 名が共産党員, 同調書 6 名そして組合幹部 1 名といわれている (「読売新聞」, 1949 年 11 月 1 日, 「山陰日日新聞」, 1949 年 11 月 1 日).

〔島根〕

- A—○島根県教職員組合『島根県教組十年史』(1959 年), ○「山陰日日新聞」(1949 年 10 月 26 日), ○「朝日新聞 (島根版)」(1949 年 10 月 26 日),  
B—地労委調停で 1 名復職 (1950 年 2 月).

〔岡山〕

- A—○岡山県教員組合『組合沿革史』(1956 年), ○「山陽新聞」(1949 年 10 月 28 日), ○「朝日新聞 (岡山版)」(1949 年 10 月 28 日, 11 月 3 日),  
B—7 名が教育委員会審査請求, 1 名が行政訴訟で争った模様.

〔広島〕

- A—○宮武元宣「県教委の工作と組合の変身—広島県教職員レッド・ページ」(前掲『三十余年の星霜を生きて』所収), ○「愛媛新聞」(1949 年 11 月 14 日),  
なお, 宮武元宣は勧告月日を 11 月 11 日としている,  
B—3 名が教育委員会審査請求 (1950 年 1 月), 地労委申立 (1950 年 6 月) で争ったが, 休職期間の 1 年延長で和解した.

〔山口〕

- A—○「防長新聞」(1949 年 11 月 4 日), 「毎日新聞」(1949 年 11 月 4 日), ○「日刊宇部時報」(1949 年 11 月 5 日, 同 11 日).

〔徳島〕

- A—○“Monthly Civil Activities Report, Annex E-1, November 1949”(Headquarters Shikoku Civil Affairs Region)<sup>(17)</sup> ○「時事通信 内外教育版」(1950 年 4 月 11 日).

〔香川〕

A—○“Monthly Civil Affairs Activities Report, Annex E-1, November 1949”(Headquarters Shikoku Civil Affairs Region).<sup>(17)</sup>○香川県教職員組合『香教組30年の歩み』(1977年), ○川松一利『香川の教育運動』(1964年).

〔愛媛〕

A—○“Monthly Civil Affairs Activities Report, Annex E-1, November 1949”(Headquarters Shikoku Civil Affairs Region).<sup>(17)</sup>○「新愛媛」(1949年11月26日), ○「愛媛新聞」(1949年11月25日, 同26日, 12月7日, 同11日).

〔高知〕

A—○山原健二郎『土佐の夜明け』, 民衆社, 1971年.

〔福岡〕

A—○「西日本新聞」(1949年10月25日, 同28日), ○「毎日新聞」(1949年10月25日, 11月1日), 「朝日新聞」(1949年10月25日), ○福岡県高等学校教職員組合『福高教組十年史』(1957年).

なお, 福岡県教職員組合『福岡県教組20年』(労働旬報社, 1970年)は本文では「中学校2人, 小学校6人程度」とし年表では「(10月21日)レッド・ページ十数名に個人勧告」としており, 福岡市教職員組合『福岡市教組三十年史』(1979年)は本文では「数名」とし年表では「10月 レッド・ページ十数名(福教組関係)」としている, 「教育新聞」(1949年10月27日)は3名としている.

αは「第二次勧告……として翌1950年3月示唆が行われたが実質は命令であったので速やかに敢行された」(福岡県高等学校, 前掲書)という記述によるものである.

〔佐賀〕

A—○「休職退職取消並に損害賠償請求事件 佐賀地裁判決」(1952年4月4日), ○佐賀県教職員組合『佐賀教組不屈の歴史 たたかひの20年』(1967年), ○「教育新聞」(1949年11月10日).

なお, 「佐賀新聞」(1949年10月4日)および「毎日新聞」(1949年10月4日)は佐教組調査によるとして15名としている, 「朝日新聞」(1949年10月4日)は日教組調査として30名, 「教育新聞」(1949年10月27日)および「読売新聞」(1949年10月4日)は15名としている.

B—①7名が教育委員会審査請求(1949年10月), 8名が行政訴訟(佐賀地裁1950年)で争い, 福岡高裁判決で2名の処分取消しが認められた(1954年12月28日判決).

②大部分が共産黨員, 組合幹部であった.

〔長崎〕

A—○「朝日新聞(西部版)」(1949年10月3日), ○「読売新聞」(1949年10月4日).

なお, 「毎日新聞」(1949年10月3日)は「約15名」としている.

〔熊本〕

A—○熊本県教職員組合『十年のわだち 熊教組十年史』(1958年), ○熊本県高等学校教職員組合『熊本高教組 10年史』(1958年), ○宮本直人「真実は永遠に」(前掲『三十余年の星霜を生きて』所収), ○「熊本日日新聞」(1949年10月4日), ○「毎日新聞」(1949年10月4日), ○「山

陽新聞」(1949年10月5日)。

B—教組と県教委の交渉で長期間に約20名が復職。他方、十数名が行政訴訟(熊本地裁)で争ったが途中で和解(和解の内容不明)。

#### 〔大分〕

A—○大分県教職員組合『大分県教組二十年史』, 労働旬報社, 1970年。○大分県教育百年史編集事務局『大分県教育百年史(第二巻)』, 大分県教育委員会, 1976年。○柳本見一『激動二十年 大分県の戦後史』, 毎日新聞西部本社, 1965年。

#### 〔宮崎〕

A—○「たたかいこえて」編集委員会『たたかいこえて宮教組30年のあゆみ』, 鉦脈社, 1978年。○宮崎県高等学校教職員組合「三〇年史」編集委員会『三〇年の歩み 宮崎高教組1951—1981』, 宮崎県高等学校教職員組合, 1981年。○「日向日日新聞」(1949年10月13日)。

#### 〔鹿児島〕

A—○鹿児島県教職員組合『10年のあゆみ』(1957年)。○「南日本新聞」(1949年10月11日, 同30日)。○「毎日新聞」(1949年10月9日)。

#### (2) 諸説との比較およびコメント

都道府県別に被追放者数をあげている既述の資料を一覧表で示すと〈表2〉のようになる。

#### 〈文部省報告について〉

筆者の推定数と比較し、同数が8県、少ない県が4県に対し32都道府県で多い数が示されている。これは、文部省報告が公立学校以外の大学・旧専門学校等の被追放者数を含めていることに加え、レッド・パージ前後の時期になされた処分者数および大量人事異動者の一部も含めたことによるのかも知れない。それにしても、新潟、長野、京都では筆者の推定を30—40名上廻っており、長野に関しては1949年2月の「ケリー旋風」の折の処分者を含めた可能性があるが、新潟、京都については比較的信頼できる教組関係資料からも想定できない数であり過大と思われる。

#### 〈阿部彰氏の推定数について〉

阿部氏と筆者の推定数は大部分の都道府県で一致するが、大きく異っているのは石川県(阿部69名、明神9名)と愛知県(阿部16名、明神31名)である。石川県の相違は、筆者が1949年10月末の被追放者をあげているのに対し阿部氏が1950年12月1日のレッド・パージを対象にしていることによる。阿部氏は『石川県教職員組合史』の年表の「(1950年)12・1 レッド・パージ一応完了(北国新聞では69名と発表)」に拠ったものと思われるが、「北国新聞」(1950年12月1日)の報ずる記事は教職員レッド・パージに関するものではなく銀行、一般企業のレッド・パージについてである。阿部氏はこれを確認せず誤って年表に拠ったものと思われる。また、愛知県の相違は、阿部氏が10月28日勧告の県教委および半田市教委の16名のみをあげ、11月4日勧告の名古屋市15名分を見落していることによるものである。さらに、阿部氏は徳島、愛媛を0としているが、これは調査不足による誤りであり、山形、栃木、新潟等についても同様の指摘をしなければならない。

明 神 敷

表2 被 追 放 者 数 の 比 較

	特 審 局	日 教 組	文 部 省	阿 部 彰	筆 者
北 海 道	34		29	26	26
青 森	13		18	13	14
岩 手	33	38	28	40	40
宮 城	23	23	28	25+ $\alpha$	23
秋 田	43	43	50	43	43
山 形	19	21	20	22	19
福 島	15	14	15	14	14
茨 城	19		20	15	16
栃 木	26		25	25	16
群 馬			47	38	38
埼 玉			10	4	4+ $\alpha$
千 葉	5		16	2	2+ $\alpha$
東 京			250	246	246
神 奈 川	27		27	21	22
山 梨	15	6	約 19	5	5
長 野			約 63	21	21+ $\alpha$
新 潟	12		43	5	12
富 山	6	7	10	8	8
石 川	11		10	69	6
福 井	3		3	3	3
岐 阜	5	4	5	3	4
静 岡	70	67	71	67	67
愛 知	28		31	16	31
三 重		30	29	30	31
滋 賀	10	3	1	2+ $\alpha$	10
京 都	48	51	88	51	51
大 阪	20	98	97	98	98
兵 庫	26	25	26	22	25
奈 良	7	6	7	7	7
和 歌 山	7	7	7	7	7
鳥 取	12		11	11	12
島 根	11		13	11	11
岡 山	34	33	21	34	34
広 島	26		26	26	26
山 口	9	8	11	9	9
徳 島	2		4	0	4
香 川			5	2+ $\alpha$	4
愛 媛	7		7	0	3
高 知			4	0	0
福 岡	12	11	15	8	11+ $\alpha$
佐 賀	16	16		21	16
長 崎	18	13	10	15+ $\alpha$	15
熊 本	37	37	39	37	37
大 分	14	14	14	14	14
宮 崎	6	6	6	6	6
鹿 児 島	4	2	4	2+ $\alpha$	2
総 計	733	583	1,283	1,144+ $\alpha$	1,113+ $\alpha$

おわりに

本稿で明らかにしたことは、①通説である「約1,700名」説の典拠が第三回世界教員会議日本団代表報告書であり、そこに示された1,700名という数は信頼に足り得るものではないこと、②被追放者数に関する新たな資料の紹介を通じ「約1,700名」という数が過大であることを明らかにしたこと、③「約1,200名」説とその論拠を提示したこと、の三点に要約することができる。

本稿の意義は、被追放者数に関する通説を批判し新たな説を提起したこと、およびその論拠となる資料を都道府県別に示すことによって正確な被追放者数確定の為の今後の検討、論議の基礎的条件を整えた点にあると考える。

〈注〉

- (1) 拙稿「教員レッド・パージ裁判の検討(一)」(『釧路論集』, 第12号, 1980年12月)。
- (2) 拙稿「教職員レッド・パージ概要ノート(その1)」(『北海道教育大学紀要』(第一部C), 第34巻第1号, 1983年9月)。
- (3) 『日教組十年史』(1958年)は「琴平大会までに中央執行委員会に報告されたのは1010人以上」(179頁)としているが確定数の記述はない。また『日教組二十年史』(1967年)および『日教組三十年史』(1977年)には総数の記述が全くない。
- (4) 世界教員会議日本代表団『日本教育の現状に関する一般報告書』, 日教組, 1953年7月。
- (5) 同前, 3頁。
- (6) 矢川徳光『日本教育の危機』, 新評論社, 1953年, 62頁。
- (7) 『日本資本主義講座 第7巻』, 岩波書店, 1954年, 185頁。
- (8) 市川昭午「占領下の教育」(『教育学全集3 近代教育史』, 小学館, 1968年)。なお、市川は市川慶三編『黒い嵐—初期長野県教組弾圧記録』(1965年)を出典している。
- (9) 日本教育新聞社『戦後教育史への証言』, 教育新聞社, 1966年。
- (10) 「内閣特審資料」, 宮原誠一・他『資料日本現代教育史 第2巻』(三省堂, 1974年)よりの重引。
- (11) GHQ/SCAP Records, "Number of Red Teachers Dismissed throughout Japan", CIE(B)-02815。
- (12) 『大阪大学人間科学部紀要』, 第8巻, 1982年。
- (13) 国立教育研究所所蔵, 戦後教育資料IV-32。
- (14) GS"Survey of the Japan Communist Party", no date, GS(B)-02297。
- (15) Eells"Activities Education Division Countering Communism", CIE(B)-03232。
- (16) 日教組は琴平大会資料で65名としており(『府高教十年史資料 第1集』, 1頁), 前述の特審局報告は「大学においては教員中に180名程度の黨員又は同調分子が存在していたところ, その中10名は既に整理され, 18名は審理中で残り160名は全く未整理となっている」としている。
- (17) GHQ/SCAP Records, CAS(A)-03283。

(本学助教授・釧路分校)